



2022年5月9日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 N S D  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 今 城 義 和  
(コード番号 9759 東証プライム)  
問 合 せ 先 執 行 役 員  
コーポレートセクレタリー部長 八木 清公  
(TEL 03-3257-1250)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款を下記のとおり変更することについて2022年6月24日開催予定の第53回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることを受け、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条を次のとおり変更します。併せて、現行定款第2条に定める目的事項につきまして、現状および今後の事業展開を踏まえ、記載内容を整理のうえ明確化します。

(1) 現行定款第15条を削除し、次の規定を定めます。

- ① 第15条第1項として、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置を採用する旨
- ② 第15条第2項として、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定できる旨

(2) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を定めます。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。なお、現行定款と変更案との対象関係を明確にするため、現行定款の目的事項の記載順を変更しております。

#### 3. 定款変更の効力発生日

2022年9月1日

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. システム開発とシステムコンサルティング</p> <p>3. プログラムサービス</p> <p>2. コンピュータソフトウェアの開発および販売</p> <p>(新設)</p> <p>9. コンピュータ室運営管理の受託</p> <p>10. 情報処理サービス、データ入力サービス</p> <p>7. コンピュータ用品の販売</p> <p>8. コンピュータおよび周辺機器の販売、賃貸、保守</p> <p>4. コンピュータサーベイ</p> <p>5. コンピュータ要員の養成および教育</p> <p>6. 研究報告の出版およびその他コンピュータ関連事業</p> <p>11. 損害保険の代理業並びに不動産の賃貸・管理</p> <p>12. 労働者派遣事業および有料職業紹介事業</p> <p>13. ITを利用した農作物の生産・栽培・加工・販売</p> <p>14. ITを利用したヘルスケアに係るサービス</p> <p>15. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1. <u>情報システムの企画、設計、開発およびコンサルティング</u></p> <p>2. <u>情報システムの構築および導入</u></p> <p>3. <u>ソフトウェアの開発、製造、販売および賃貸</u></p> <p>4. <u>情報技術(IT)を利用した各種サービス</u></p> <p>5. <u>情報システムの保守、運用および管理、ならびに情報処理サービス</u></p> <p>6. <u>システム関連機器の販売、賃貸および保守</u></p> <p>7. <u>前各号に関する調査研究、教育、ならびに出版物および電子媒体情報の制作および販売</u></p> <p>(削除)</p> <p>8. (現行どおり)</p> <p>9. <u>情報技術(IT)を利用した農作物の生産、栽培、加工および販売</u></p> <p>10. <u>医療用システムおよび医療機器の開発、製造、販売、賃貸および保守、ならびに情報技術(IT)を利用した医療関連サービス</u></p> <p>11. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p>
<p>(附則)</p> <p><u>第1条 この定款に規定のない事項はすべて法令の定めるところによる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p><u>第1条 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(2019年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第2条 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>